

11. 取扱加盟店	<p>①市内に事業所を有し、加盟店申込を承認された全ての事業者（三原商工会議所または三原臨空商工会の会員・非会員は問いません）を対象とする。 ただし、次のいずれかに該当する業務を行う事業者を除く。</p> <p>（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法第77号）第2条第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、また暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの</p> <p>（２）風俗業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行うもの。</p> <p>（３）業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの。</p> <p>また、非会員は以下の書類を提出して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人：登記簿謄本・直近の申告書一面・貸借対照表・損益計算書（税務署受付印の有る法人税確定申告書、もしくは法人税確定申告書及びメール詳細） ・個人：直近の確定申告書（青色決算書・収支内訳書・申告書）（税務署受付印の有る所得税確定申告書、もしくは所得税確定申告書及びメール詳細）
12. 商品券の使用	<p>①使用できる範囲：取扱加盟店の一般的な商品・飲食・サービス全般に使えます。但し、次のものには利用できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、純金、プリペイドカード、電子マネーサービス等へのチャージなどの換金性の高いもの。 ・株式、先物、保険、宝くじなどの金融商品。 ・国や地方公共団体への支払い及び公共料金などの支払い。 ・たばこ。 ・その他の加盟店が特に指定するもの。 <p>②釣銭は出さないものとする。</p> <p>③第三者への転売・換金（釣銭の支払を含む）については行わないで下さい。 また、商品券利用可能店舗にも、商品券の第三者への転売等の防止にご協力下さい。</p>
13. その他	<p>①加盟店には加盟店証を配布いたしますので、店舗等の内外での掲示をお願いします。</p> <p>②登録加盟店の周知について、実行委員会ホームページへの掲載と印刷物による周知を実施いたします。11月以降、印刷物の更新はいたしません。ホームページのみ更新いたします。</p> <p>③商品券換金の際には必ず商品券裏面へ登録加盟店名を記載してください。（社判・ゴム印による押印可。但し担当者印のみの押印は不可）</p> <p>④商品券の取扱い前に加盟店登録をされていない事業所においては、換金をいたしません。必ず加盟店登録を済ませてから取扱いをしてください。</p>
14. 問合せ先	<p>○実施主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三原市プレミアム付商品券事業実行委員会事務局 住所：三原市皆実4丁目8番1号（三原商工会議所内） 電話：0848-62-6155 URL：https://mihara-premium.com